

EBPMに関連する最近の主な閣議決定

参考資料2

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>平成30年度予算編成の基本方針 (平成29年12月8日閣議決定) (抄)</p> | <p>自殺総合対策大綱(平成29年7月 25日閣議決定)(抄)</p> | <p>まち・ひと・しごと創生基本方針20 17について(平成29年6月9日閣 議決定)(抄)</p> | <p>規制改革実施計画(平成29年6月 9日閣議決定)(抄)</p> |
| <p>2. 予算編成についての考え方 ④ また、PDCAサイクル(計画(Plan)―実施(Do)―点検・評価(Check)―施策の改善(Action)のサイクル)の実効性を高めるため、証拠に基づく政策立案(EBPM, Evidence-based Policymaking)の視点を踏まえ、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。</p> | <p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する (7) 既存資料の利活用の促進 国、地方公共団体等における証拠に基づく自殺対策の企画、立案に資するため、自殺総合対策推進センターにおける自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等とともに、政府横断組織として官民データ活用推進戦略会議の下に新たに置かれるEBPM推進委員会(仮称)等と連携し、自殺対策に資する既存の政府統計マイクロデータ、機密性の高い行政記録情報を安全に集積・整理・分析するオンライン施設を形成し、分析結果の政策部局・地方自治体への提供を推進するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、自治体や地域民間団体が保有する関連データの収集とその分析結果の提供やその利活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及などを推進する。【総務省、厚生労働省】</p> | <p>II. 地方創生の基本方針 - 地方創生の新展開 - しかしながら、我が国の現状に鑑みると、一刻の猶予もないことも事実であり、危機感を持って、地方創生に官民を挙げて取り組まなければならない。 その際、各地方公共団体においては、「自助の精神」を持って、自らのアイデアで、自らの未来を切り拓(ひら)いていくことが求められる。このため、EBPM(確かな証拠に基づく政策立案)の考え方の下、地方公共団体においては、地域経済分析システム(RESAS)を活用するなど、データを基に自らの「強み」と「弱み」をしっかりと分析・把握し、「強み」を伸ばす取組、「弱み」を補う取組、周辺の地域に無いような独自性のある取組を行っていくことが求められる。</p> | <p>I 共通的事項 3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方 規制は、公権力によって国民や企業の経済活動等を制限する仕組みであり、その根拠は常に批判的に検証され、国民に対する十分な説明がなされなくてはならない。すなわち、「証拠に基づく政策立案(Evidence Based Policy Making)」が最も強く求められる政策分野である。このことを十分に踏まえつつ、規制改革を推進していく。</p> |

平成30年2月26日 衆議院・予算委員会速記録（抄）
（橋本岳委員（自民）に対する安倍内閣総理大臣答弁）

○橋本岳委員

先ほどの話も含めて、厚生労働省が、例えば総務省統計局とか厚生労働省の統計の関係の部門はちゃんとしていると思いますが、例えば労働基準局とかそういうところが調査をするところに関して、やはりデータの扱いとかその調査法の基本みたいなことができてなかったということは、指摘をしなければいけないだと思います。

かつ、これからAIだとかデータヘルスだとかいうときに、データの取り方がちゃんとできていないとか、そういう基本が身についていない、それはもう大問題だと思います、仮にそういうことであれば。それは直ちに直していただきたいと思えますし、今回は厚生労働省のことが問題になっておりますが、もしかするとほかの省庁についてもこれは当たるのではないかと。

政府全体として、改めて、社会調査法とかデータ処理法だとか、そうしたことについての研修だとか基本的な知識を身につける、それをちゃんと守るという機会を身につけていただきたいと思えますが、総理、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣

まず、性格が異なる数値を比較していたことは不適切であり、私からも、深くお詫びを申し上げます。

その上で、御指摘のとおり、今後、行政分野において様々なデータの活用がより一層必要となる中で、適切なデータの処理が行える人材の育成が重要であると認識しております。

そのため、昨年5月の統計改革推進会議の最終取りまとめにおいても、統計等各種データの証拠に基づく政策立案、EBPMの実践や推進、統計の作成や提供などに携わる分厚い人材層を総合的に構築するための方針を、本年度内を目途に策定することとしています。

この方針においては、広く職員の情報活用能力、データ分析能力の向上を含めた必要な人材の確保・育成等の方策などを盛り込むこととしています。

今後、この方針に基づき、OJTを通じた人材の計画的育成や職員の統計研修の更なる充実など、政府一体となって取組を推進してまいりたいと考えています。